

令和2年度 第1回 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会 次 第

○日時 令和2年9月23日(水)
午後3時～4時30分
○会場 宇都宮市役所14階
14A会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 諮問
- 6 議事
報告事項
宇都宮市一般廃棄物処理基本計画の改定について

審議事項
(1) 改定宇都宮市ごみ処理基本計画の骨子(案)について
(2) 改定宇都宮市生活排水処理基本計画の骨子(案)について
- 7 その他
- 8 閉会

【配付資料】

- 資料1 諮問書(写)
- 資料2 宇都宮市一般廃棄物処理計画の改定について
別紙1 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会の進め方について
- 資料3 改定宇都宮市ごみ処理基本計画の骨子(案)について
別紙2 現行宇都宮市ごみ処理基本計画の現状と課題について
別紙3 骨子(案)の変更点及び廃棄物の新たな課題への対応について
- 資料4 改定宇都宮市生活排水処理基本計画の骨子(案)について
別紙4 現行宇都宮市生活排水処理基本計画の現状と課題について
- 参考資料1 市民への意識調査結果について

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

敬称略，区分ごとの50音順

No.	氏 名	役 職 等	区 分
1	宇梶 哲	宇都宮市議会議員	①市議会議員
2	岡本 源二郎	宇都宮市議会議員	
3	内藤 良弘	宇都宮市議会議員	
4	成島 隆裕	宇都宮市議会議員	
5	原 千鶴	宇都宮市議会議員	
6	出口 明子	宇都宮大学准教授	②学識経験者
7	樋口 徹	作新学院大学教授	
8	浅海 伸子	栃木県生活学校連絡協議会副会長	③各種団体代表者
9	大金 勇夫	宇都宮市自治会連合会副会長	
10	野澤 克子	宇都宮市消費者友の会副会長	
11	増淵 祥子	宇都宮市食生活改善推進員協議会会長	
12	上野 すみ子	宇都宮市商店街連盟理事	④事業者
13	落合 正樹	公益社団法人宇都宮青年会議所専務理事	
14	高橋 克彦	株式会社東武宇都宮百貨店総務人事部部長	
15	津浦 幸雄	株式会社オータニ管理部部長	
16	平河内 一雄	株式会社ヨークベニマル築瀬店店長	⑤廃棄物処理業者
17	河本 聖業	陽南産業株式会社代表取締役	
18	深澤 智之	有限会社アタカサービス専務取締役	⑥公募委員
19	大八木 延子	市民公募	
20	高崎 光子	市民公募	

(写)

宮ご減第 286 号
令和 2 年 9 月 23 日宇都宮市廃棄物減量等推進審議会
会 長 様宇都宮市長 佐藤 栄一
(環境部 ごみ減量課扱)

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）

宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年条例第 19 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画の改定について

（諮問理由）

本市においては、平成 28 年 3 月に策定した現行計画に基づき、一般廃棄物の減量化・資源化施策や適正処理を進めているところであります。

このような中、廃棄物を取り巻く環境や社会環境も大きく変化していることから、ごみの発生量の推移、施策の効果、国の方針や社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しが必要であるとともに、既存施設の長寿命化など効果的・効率的なごみ処理体制を推進する必要があります。

また、生活排水処理についても、施設の整備、接続率の状況、国の方針や社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しが必要であるとともに、効率的かつ適切な污水处理施設の整備や運営管理手法の選定を行う必要があります。

こうしたことから、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となり、持続可能な循環型社会と良好な水環境が確保された快適に暮らせるまちの実現に向けた実効性のある取組の推進を図るため、長期的な視点に基づき本計画を改定するものであります。

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画の改定について

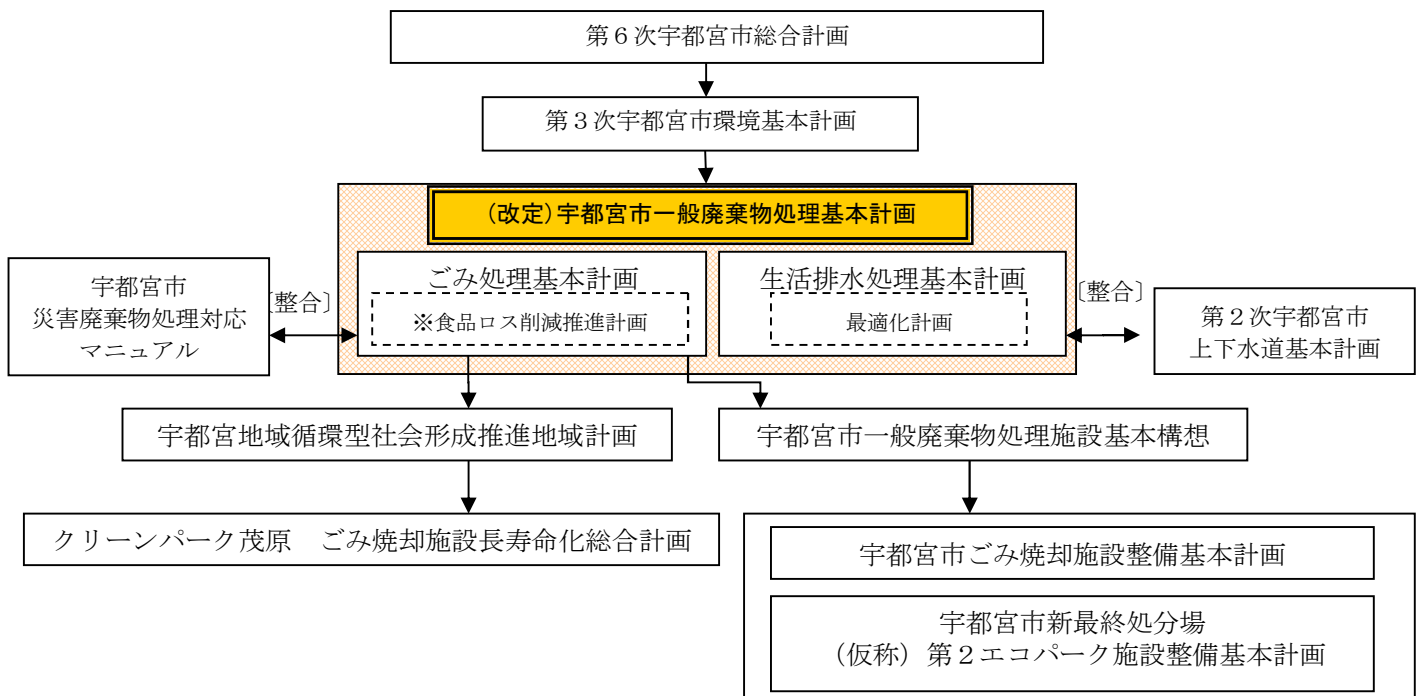
1 策定の目的

市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物処理に関する計画を定めることが規定されているため、本市においては、15 年を計画期間とする「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、5 年ごとに改定を行っている。現行の計画は、平成 28 年 3 月に策定していることから、次期計画は令和 2 年度に策定することを予定している。

このような中、食品ロスやプラスチックごみ問題など、廃棄物を取り巻く環境の変化や少子・超高齢社会の進行、人口減少などの社会環境も大きく変化していることから、一般廃棄物処理基本計画の改定に当たっては、これらの変化を的確に捉え、廃棄物の発生量の推計、ごみ及び生活排水処理における循環型社会形成面、公共サービス面、環境負荷面、経済面等についての評価や課題等を明らかにした上で、基本方針や施策を具体的かつ総合的に推進する計画を策定しようとするものである。

2 計画の位置付け

- 第 6 次宇都宮市総合計画の基本施策「環境への負荷を低減する」を実現するための計画及び「質の高い上下水道サービスを提供する」を具体化するための計画
- 環境全般の指針となる「第 3 次宇都宮市環境基本計画」における廃棄物分野の関連計画
- 本計画に掲げた取組の着実な推進により、ごみの削減や水質の改善を図ることで、SDGs のゴール「12 つくる責任つかう責任」や「6 安全な水とトイレを世界中に」などの達成に貢献する計画

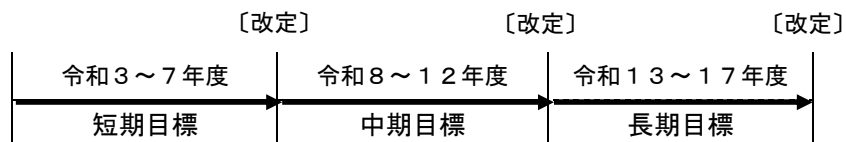


※食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」を「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の一部に位置付けるもの

3 計画期間

令和3年度～令和17年度までの15年間

国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月改定）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成2年10月改定）」により概ね5年ごとに改定



4 廃棄物減量等推進審議会について

別紙1 「宇都宮市廃棄物減量等推進審議会の進め方について」のとおり

令和 2 年度宇都宮市廃棄物減量等推進審議会の進め方について

1 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会とは

- ・宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 16 条第 1 項に基づく附属機関
- ・審議会は、委員 20 人以内をもって組織

2 令和 2 年度の進め方について

一般廃棄物処理基本計画の改定に当たり、宇都宮市廃棄物減量等推進審議会を 3 回開催する。

(1) 第 1 回 (9 月 23 日)

ア 審議内容

- ・一般廃棄物処理基本計画の改定について、宇都宮市から審議会に諮問
- ・改定するごみ処理及び生活排水処理基本計画（骨子案）に係る審議

※計画の骨子とは

計画を構成する骨組み（基本理念・基本方針・基本施策）のこと。

(2) 第 2 回 (11 月下旬)

ア 審議内容

- ・改定するごみ処理及び生活排水処理基本計画（素案）に係る審議

※計画の素案とは

計画を大よそ完成させた案のこと。

なお、素案は公表し、パブリックコメントを行う。

(3) 第 3 回 (2 月下旬)

ア 審議内容

- ・一般廃棄物処理基本計画の改定に係る答申（案）について
- ・改定するごみ処理及び生活排水処理基本計画（案）に係る審議
- ・令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画（案）に係る審議

一般廃棄物処理計画	
宇都宮市一般廃棄物処理 基本 計画 (15 年の長期計画) <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画 ・生活排水処理基本計画 	宇都宮市一般廃棄物処理 実施 計画 (各年度計画) <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理実施計画 ・生活排水処理実施計画

※ 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にし、適切な処理を実施するための総合的かつ具体的な施策を体系化したもの。本市においては、15 か年を計画期間とし、5 年ごとに改定を行っている。

※ 一般廃棄物処理実施計画とは

長期的視点に立った基本計画とは違い、その年度の具体的な取組や方向性を定める毎年策定する計画のこと。

1 計画の策定について

(1) 目的
循環型社会の実現や生活環境の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、一般廃棄物処理に関する計画を定め、ごみの適正処理を推進するもの

(3) 位置付け
・第6次宇都宮市総合計画の基本施策「環境への負荷を低減する」を実現するための計画を具体化するための計画
・環境全般の指針となる「第3次宇都宮市環境基本計画」における廃棄物分野の関連計画
・ごみの減量化・資源化を図ることで、SDGsのゴール「12 つくる責任つかう責任」などの達成に貢献する計画



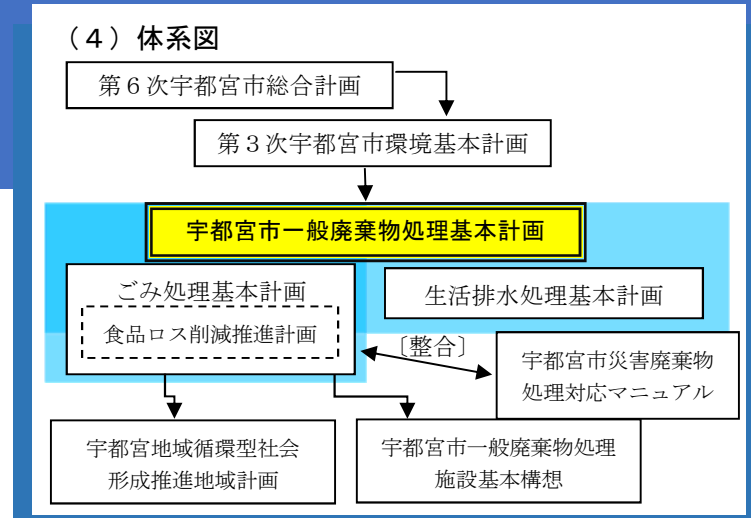
(2) 計画期間（現行計画は平成28年3月に策定）
令和3年度～令和17年度までの15年間
（「ごみ処理基本計画策定指針」により概ね5年ごとに改定）

2 廃棄物を取り巻く動向

(1) 背景・トレンド
気候変動による自然災害の多発をはじめ、資源循環、生物多様性などの様々な課題に対応するため、平成27年度の国連総会において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国際的な問題としてだけでなく、地域レベルでのSDGsの達成が必要となっている。廃棄物分野については、海洋プラスチックごみ問題への対応や食品ロス削減などを推進する取組が求められている。また、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化への対応が必要となる。

(2) 国の動向
平成30年 6月 「第4次循環型社会形成推進基本計画」の改定
令和 元年 5月 「プラスチック資源循環戦略」の策定
令和 元年10月 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行

(3) 県の動向
令和 2年 3月 「栃木県プラスチック資源循環条例」の制定
※令和2年度中に「栃木県廃棄物処理計画」を改定予定



3 現状と課題

<p>(1) 家庭系ごみ</p> <p>【基本指標】一人1日当たりごみ排出量（資源物以外） 平成26年度からほぼ横ばいの状態が続いており、減量が進んでおらず、目標値の達成が難しい状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は横ばいとなっている。 ⇒ <u>正しい分別に関する周知啓発が必要</u> ・意識調査結果によると、意識醸成や行動促進は図られつつあるが、「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）」は横ばいから増加傾向にある。 ⇒ <u>発生抑制・再使用に関する取組の強化が必要</u> ・行政情報が行き届きにくい世帯や外国人の増加による分別の不徹底、超高齢化に伴う在宅介護に関連するごみの増加、世帯数の増加に伴う粗大ごみの増加があると考えられる。 ⇒ <u>ターゲットを捉えた周知啓発が必要</u> 	<p>(2) 事業系ごみ</p> <p>【基本指標】事業系ごみ総排出量 減少傾向にあり、目標値の達成が見込める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量は全体的に減少傾向にあり、戸別訪問指導等を活用した周知啓発の実施により、取組の効果が得られている傾向が見受けられる。 ⇒ <u>さらなる適正処理の推進が必要</u> ・民間主導による資源化は進みつつあるが、資源化を更に推進するには、分別や収集運搬に関する費用面等に課題があり、事業者による主体的な取組が進みにくいものと考えられる。 ⇒ <u>費用対効果を踏まえた事業者主体の資源化施策の検討が必要</u> 	<p>(3) 資源化量</p> <p>【参考指標】リサイクル率 低下傾向が続いており、目標値の達成は難しい状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は横ばいとなっている。 ⇒ <u>正しい分別に関する周知啓発が必要</u> ・書籍の発行部数の減少などにより、資源物の発生量そのものが減少していることや、民間主導によるリサイクルの進展により、資源物の排出方法が多様化していることから、行政回収・集団回収ともに資源化量は5年間で大幅に減少している。 ⇒ <u>市域全体における資源化量の全容の把握が難しい状況を踏まえ、指標の考え方については見直す必要がある。</u> 	<p>(4) 最終処分量</p> <p>【基本指標】最終処分量 目標値の達成が見込める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的に増加したが、スラグの生産量を増やし、焼却主灰を減容化するため、最終処分量は減少見込みである。 ⇒ <u>さらなる削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理の確保が必要</u>
--	--	--	---

現行計画の中期・長期的な内容を原則として継承しつつ、課題の解決に向けた取組の更なる推進や廃棄物の新たな課題に対応した、改定計画を策定する必要がある。

【基本理念】
市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。

基本方針1
ごみの発生抑制・再使用の促進

基本施策1-1 普及啓発の促進
基本施策1-2 発生抑制の促進
基本施策1-3 再使用の促進

基本方針2
資源循環利用の推進

基本施策2-1 資源循環利用の推進
基本施策2-2 市民・事業者主体による資源化の推進

基本方針3
適正な処理の推進

基本施策3-1 適正な収集・処分体制の推進
基本施策3-2 適正処理の推進

(仮) 廃棄物の新たな課題に対応したプロジェクト

プロジェクト1【食品ロス削減推進計画】
食品ロス削減の推進

プロジェクト2
海洋プラスチックごみ対策の推進

各基本施策から関連する取組を抽出

現行宇都宮市ごみ処理基本計画の現状と課題について

1 家庭系ごみ

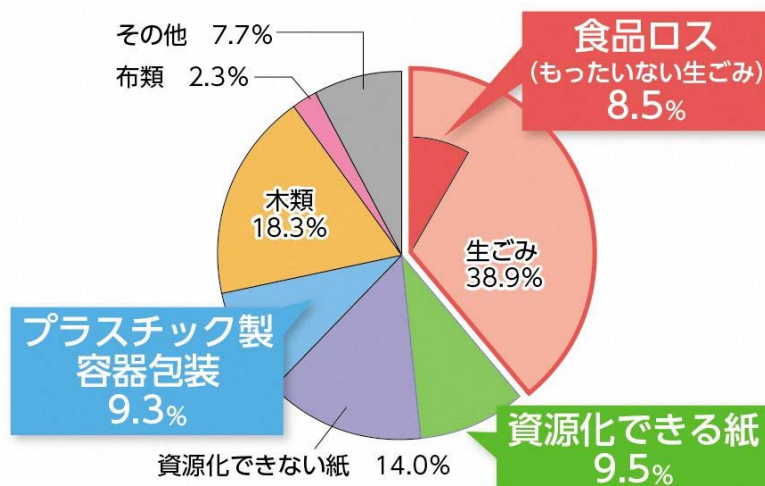
(1) 現状

- 令和元年度の家系ごみの総排出量は、平成26年度より約2.2%減少したものの、焼却ごみをはじめ、資源物以外のごみ量が増えており、資源物以外の一人1日当たりごみ排出量は、横ばいから増加傾向にあり、約2.0%増加している。
- 粗大ごみは、全体に占める割合は高くないものの、平成26年度に比べ約58.7%増加しており、増加率は最も大きくなっている。
- 一方、資源物と集団回収量は減少しており、ペットボトル以外の項目で減少傾向が続いている。
- 令和元年度については、焼却ごみや粗大ごみが大幅に増加しているが、消費増税前の駆け込み需要や台風第19号の影響によるものが考えられる。

【家庭系ごみ・資源物の排出量】

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H26年度比増減(%)
収集人口(人)	517,696	518,767	519,631	520,197	520,189	519,255	
資源物以外(t/年)	104,268	105,657	104,635	104,722	105,685	106,957	2.6
焼却ごみ	100,213	101,409	100,523	100,569	101,380	102,344	2.1
不燃ごみ・危険ごみ	3,106	3,165	2,956	2,919	2,983	3,106	0.0
粗大ごみ	949	1,083	1,156	1,234	1,322	1,506	58.7
一人1日当たり排出量(資源物以外) (g/人・日)	552	556	552	552	557	563	2.0
資源物(t/年)	23,358	22,603	21,782	20,966	20,619	20,966	-10.2
紙・布類	11,460	10,732	10,191	9,603	9,374	9,695	-15.4
ペットボトル	1,807	1,822	1,803	1,825	1,927	1,943	7.6
びん・缶	6,616	6,579	6,415	6,224	5,998	6,023	-9.0
プラスチック製容器包装、白色トレイ	3,475	3,470	3,374	3,314	3,319	3,305	-4.9
集団回収量(t/年)	10,556	9,860	9,195	8,472	7,837	7,254	-31.3
総排出量(t/年)	138,181	138,120	135,612	134,160	134,140	135,177	-2.2

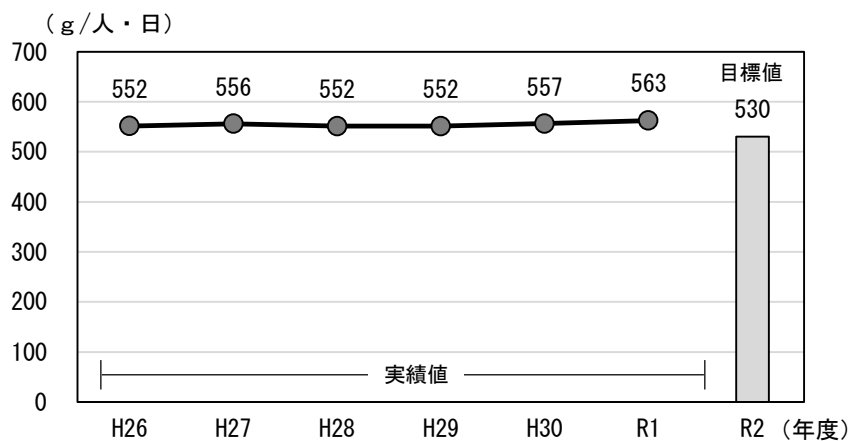
【家庭系焼却ごみ組成分析調査の結果(令和元年度)】



(2) 目標値の達成状況

基本指標：一人1日当たりごみ排出量（資源物以外）

- 平成26年度からほぼ横ばいの状態が続いており、減量が進んでおらず、目標値の達成が難しい状況にある。



(3) 課題

- 焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は横ばいとなっていることから、正しい分別に関する理解が十分にされていないものと考えられ、分別精度を向上するため、様々な機会や場を活用した効果的・効率的な周知啓発を行うほか、自治会等の関係団体と連携し、継続的に分別講習会を実施するなど、5種13分別の徹底強化を図っていく必要がある。
- 市民の意識醸成や行動促進が図られつつあるが、「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）」は増加傾向にあることから、発生抑制や再使用の取組の強化が必要となる。
- 食品ロスの削減に向けた、「もったいない残しま^{てん}い^ん！」運動をはじめとした取組を実施しているものの、賞味・消費期限切れなどにより、手付かずの食品が排出されていることから、発生抑制の取組の強化が必要となる。
- 行政情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人の増加による分別の不徹底、超高齢化に伴う在宅介護に関連するごみの増加、世帯数の増加に伴う粗大ごみの増加などが考えられることから、ターゲットを捉えた施策が必要となる。

2 事業系ごみ

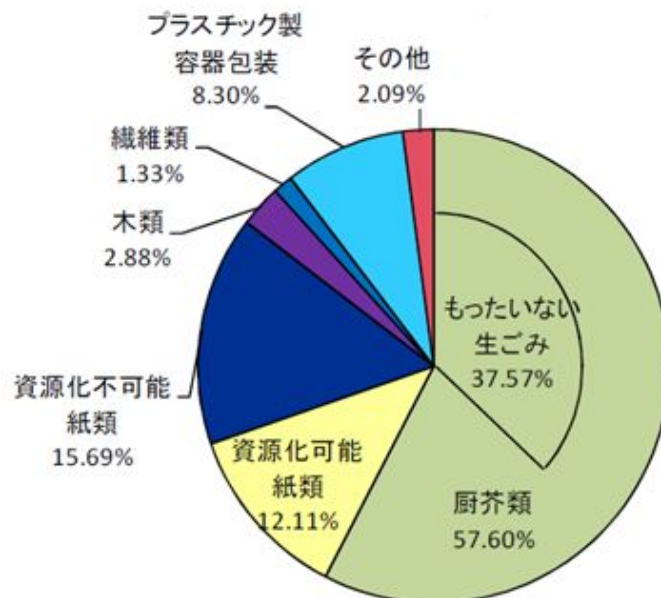
(1) 現状

- 令和元年度の事業系ごみの総排出量は、平成26年度より1.9%減少しており、ごみ量は全体的に減少傾向にある。全体に占める量は少ないものの、不燃ごみ・危険ごみと粗大ごみは増加傾向にある。
- 資源物はどの品目も減少しており、約28.8%の減少となっている。
- 令和元年度の総排出量は、増加に転じているが、消費増税前の駆け込み需要や台風第19号の影響によるものが考えられる。

【事業系ごみ・資源物の排出量】

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H26年度比増減 (%)
資源物以外 (t/年)	44,907	43,434	43,467	43,310	42,903	44,373	-1.2
焼却ごみ	44,604	43,160	43,163	42,985	42,573	43,881	-1.6
不燃ごみ・危険ごみ	127	107	111	138	177	254	101.0
粗大ごみ	176	167	193	187	153	237	34.6
資源物 (t/年)	1,164	1,118	1,039	942	864	830	-28.8
紙・布類	228.73	194.84	173.80	186.34	199.99	214.84	-6.1
ペットボトル	17	17	24	30	29	16	-7.1
びん・缶	898	882	825	716	622	591	-34.2
プラスチック製容器包装、白色トレイ	21	25	16	11	13	8	-62.2
総排出量 (t/年)	46,071	44,552	44,506	44,252	43,767	45,203	-1.9

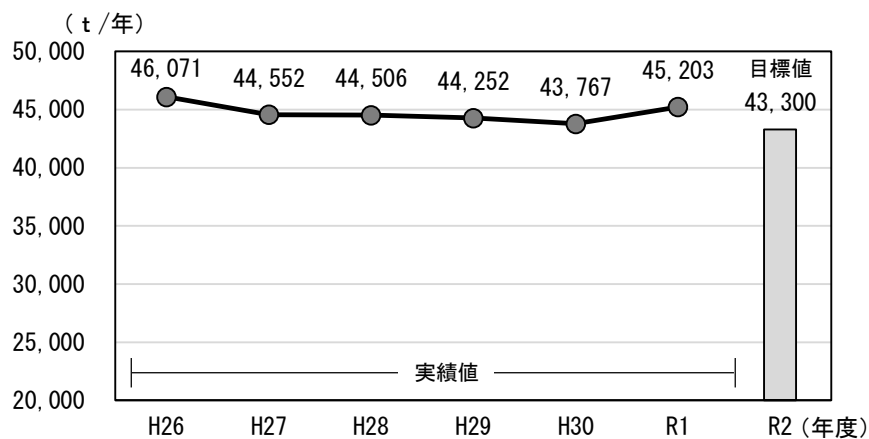
【事業系ごみ組成分析調査の結果 (平成28年度)】



(2) 目標値の達成状況

基本指標：事業系ごみ総排出量

- 減少傾向にあり、目標値の達成が見込める。



(3) 課題

- 戸別訪問指導や研修会などを活用した周知啓発の実施により、分別の徹底が進むなど、取組の効果が得られている傾向が見受けられるが、継続的に周知啓発を実施し、さらなる適正処理の徹底が必要となる。
- 剪定枝など、分別に取り組みやすい品目については、リサイクルが推進されているが、分別や収集運搬に関する費用面等に課題がある生ごみなどの資源化については、事業者による主体的な取組が進みにくいものと考えられ、費用対効果を踏まえた事業者主体の資源化施策の検討が必要となる。

3 資源化量

(1) 現状

- 令和元年度の資源化量は、平成 26 年度に比べ約 6,600 t 減少しており、リサイクル率も 14.9%と 3.3 ポイント下がっている。
- 項目別にみると、集団回収量が減少した影響が大きく、減少量の約半分を占めている。その他の項目についても横ばいまたは減少傾向となっている。

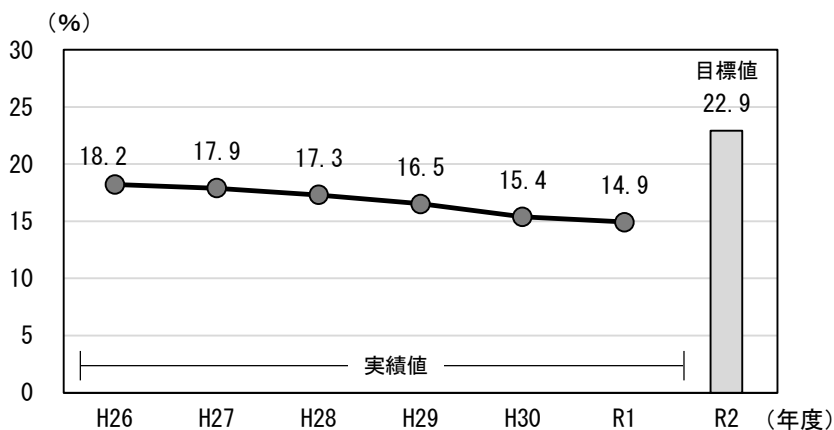
【資源化量の実績】

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	増減量 (t)	増減率 (%)
破碎金属	2,071	2,067	2,308	2,043	2,094	2,251	180	8.7
プレス金属	1,646	1,617	1,743	1,530	1,336	1,359	-287	-17.4
カレット	1,507	1,532	1,666	1,305	1,216	1,101	-407	-27.0
ペットボトル	1,258	1,158	1,215	1,202	1,161	1,263	5	0.4
新聞	1,865	2,038	1,969	1,774	1,693	1,668	-197	-10.6
雑誌	5,097	4,319	3,942	3,658	3,590	3,700	-1,397	-27.4
ダンボール	2,836	2,787	2,748	2,651	2,572	2,741	-95	-3.3
紙パック	140	135	131	116	112	107	-33	-23.8
布	1,688	1,661	1,539	1,494	1,525	1,624	-64	-3.8
紙布 計	11,626	10,940	10,328	9,693	9,492	9,839	-1,786	-15.4
プラスチック製容器包装	3,002	2,943	2,841	2,729	2,569	2,824	-178	-5.9
白色トレイ	9	8	8	7	4	4	-5	-53.3
プラ 計	3,011	2,951	2,849	2,736	2,573	2,828	-183	-6.1
エコスラグ	1,361	2,094	1,463	1,591	918	313	-1,047	-77.0
溶融金属	212	162	110	121	80	90	-122	-57.6
焼け鉄	164	150	150	151	148	149	-15	-8.9
蛍光管・乾電池	150	151	153	146	16	47	-103	-68.7
廃食用油				35	33	36	36	—
インクカートリッジ				1	1	1	1	—
使用済小型家電				191	202	55	55	—
剪定枝				323	341	389	389	—
集団回収	10,556	9,860	9,195	8,472	7,837	7,254	-3,302	-31.3
資源化量 (t)	33,561	32,682	31,179	29,542	27,448	26,976	-6,586	-19.6
リサイクル率 (%)	18.2	17.9	17.3	16.5	15.4	14.9		

(2) 目標値の達成状況

参考指標：リサイクル率*

- 低下傾向が続いており、目標値の達成は難しい状況にある。



*リサイクル率

$(\text{行政回収による資源化量} + \text{集団回収量}) / (\text{行政回収による総排出量} + \text{集団回収}) \times 100$

(3) 課題

- 焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は横ばいとなっていることから、正しい分別に関する理解が十分にされていないものと考えられ、分別精度を向上するため、様々な機会や場を活用した効果的・効率的な周知啓発を行うほか、自治会等の関係団体と連携し、継続的に分別講習会を実施するなど、5種13分別の徹底強化を図っていく必要がある。
- 各種容器包装の素材の軽量化、新聞や雑誌の発行部数や少子化による教科書発行部数などの減少に伴い、資源物の発生量そのものが減少していることや、スーパー店頭における資源物回収などの民間主導によるリサイクルの進展により、資源物の排出方法が多様化していることから、行政回収・集団回収ともに資源化量は減少傾向にあるとともに、市域全体における資源化量の全容の把握が難しい状況を踏まえ、指標の考え方については見直す必要がある。
- アジア諸国における廃プラスチックの禁輸措置等の影響により、使用済小型家電のうち、プラスチック含有量が多い一部の品目について、適正処理を確保するため、不燃ごみとしての処理に切り替えたことから、資源化量は減少しており、社会情勢・社会環境の変化に合わせた施策や拠点回収等の資源化施策の強化が必要となる。

4 最終処分量

(1) 現状

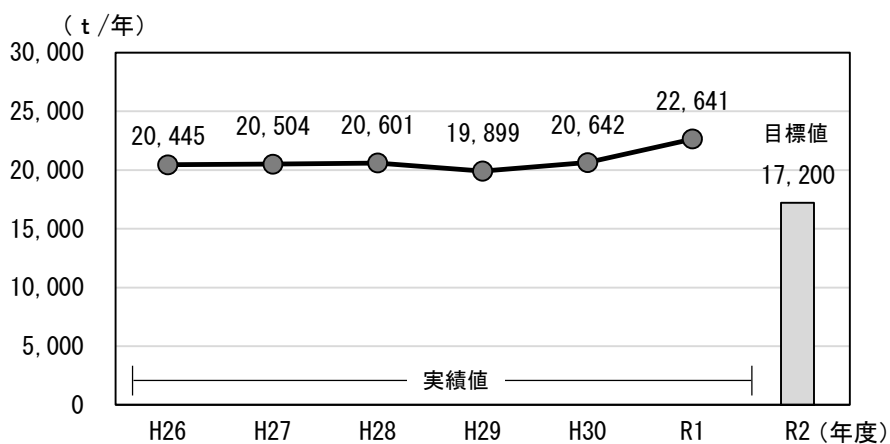
- 令和元年度の最終処分量は、平成26年度に比べ約2,200 t、10.7%増加しており、やや増加傾向にある。
- 品目別に見ると、最終処分場の土堰堤整備のため焼却主灰を活用したため、溶融スラグが減少し、不燃残渣とばいじんが増加傾向となっている。
- 令和元年度については、エコパーク板戸の埋立終了時期の延伸に伴い、土堰堤整備計画を見直し、焼却主灰を土堰堤の築堤に使用したことから、最終処分量（埋立量）が前年度と比べ、一時的に増加している。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H26年度比増減 (%)	
総排出量 (t)	184,252	182,672	180,118	178,963	178,484	180,861		
最終処分量	焼却主灰 (t)	8,681	10,228	10,822	10,246	11,147	12,122	39.6
	ばいじん (t)	4,748	4,732	4,482	4,358	4,037	4,669	-1.7
	不燃残渣 (t)	5,190	5,504	5,185	5,190	5,328	5,428	4.6
	溶融スラグ (t)	1,827	40	113	105	131	422	-76.9
	合計 (t)	20,445	20,504	20,601	19,899	20,642	22,641	10.7
最終処分率 (%)	11.1	11.2	11.4	11.1	11.6	12.5		

(2) 目標値の達成状況

基本指標：最終処分量（埋立量）

- 一時的に増加したが、スラグの生産量を増やし、焼却主灰を減容化するため、目標値を達成できる見込みである。



(3) 課題

- ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理を確保する必要がある。

改定宇都宮市ごみ処理基本計画における骨子（案）の変更点及び廃棄物の新たな課題への対応について

	現行計画	改定計画	変更理由
基本理念	わたしたち一人ひとりが主役となって、持続可能な循環型社会を形成します。	市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。	主語を明確にし、市民・事業者・行政のそれぞれが当事者意識を持って、循環型社会の形成に向けた取組を進めるようにわかりやすくしたもの
基本方針 1	ごみの発生抑制の促進	ごみの発生抑制・再使用の促進	施策の内容に合わせて、文言を追加したもの
基本施策 1	【1-1】発生抑制の促進 【1-2】再使用の推進 【1-3】普及啓発の実施	【1-1】普及啓発の促進 【1-2】発生抑制の促進 【1-3】再使用の促進	普及啓発を行うことにより、発生抑制と再使用を促進することができるため、順番を並び替え、文言をわかりやすく統一したもの
基本方針 2	適正な資源循環利用の推進	資源循環利用の推進	適正には資源循環利用が行われているため、文言を削除したもの
基本施策 2	【2-1】分別の徹底 【2-2】資源循環利用の推進 【2-3】市民・事業主体による資源化の推進	【2-1】資源循環利用の推進 【2-2】市民・事業者主体による資源化の推進	分別を徹底することは、資源循環利用を推進することになるので、施策を統合し、わかりやすくしたもの
基本方針 3	適正な処理・処分の推進	適正な処理の推進	法律用語では、「収集」、「処分」などをまとめて「処理」と表現するため、文言を整理したもの
基本施策 3	【3-1】収集運搬体制の整備推進 【3-2】処理・処分施設の維持管理及び整備の推進 【3-3】適正処理の推進	【3-1】適正な収集・処分体制の推進 【3-2】適正処理の推進	中間処理施設や最終処分場の整備が完了したため、施策を統合したもの

基本施策に加え、廃棄物の新たな課題に対応した取組を推進する。



ごみ処理基本計画の骨子

基本方針1 ごみの発生抑制・再使用の促進

- 基本施策1-1
普及啓発の促進
- 基本施策1-2
発生抑制の促進
- 基本施策1-3
再使用の促進

基本方針2 資源循環利用の推進

- 基本施策2-1
資源循環利用の推進
- 基本施策2-2
市民・事業者主体による資源化の推進

基本方針3 適正な処理の推進

- 基本施策3-1
適正な収集・処分体制の推進
- 基本施策3-2
適正処理の推進

プロジェクト1【食品ロス削減推進計画】：食品ロス削減の推進

1 背景

日本では、年間2,550万トンの食品廃棄物等が出されており、このうち、「食品ロス」は612万トンが排出されている。(平成29年度)
また、世界の食料廃棄量は年間約13億トンで、人の消費のために生産された食料のおおよそ3分の1を廃棄している。

※食品ロスとは

生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄されている、まだ食べることができるのに廃棄されてしまう食品のこと。

2 国の動向

令和元年10月 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行
令和2年3月 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の決定

3 県の動向

令和元年4月 「栃木県家庭系食品ロス削減等対策検討マニュアル」を作成

4 本市の食品ロスの現状

「もったいない残しま10！」運動をはじめとした食品ロス削減の取組の実施により、市民の意識醸成や行動促進が図られつつあるものの、依然として、賞味・消費期限切れなどにより、家庭系焼却ごみの中に8.5パーセント、事業系焼却ごみの中に37.6パーセント含まれている。

食品ロス削減の取組を徹底し、「国民運動」として取り組むべき喫緊課題に対応する必要がある。

食品ロス削減推進計画の策定（計画期間：5か年（令和3年度から令和7年度まで））

1 目的

食品ロスの削減の推進に関する法律第13条において、「市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定に努めること」と規定されている。本市としても、食品ロスを無駄にしない意識の醸成と行動の定着を図るとともに、「環境未来都市うつのみや」の実現やSDGsの達成に貢献するため、食品ロス削減推進計画を策定する。

2 施策事業

一般廃棄物処理基本計画の基本方針から関連する施策を体系付けるとともに、食品ロスの削減に向けた具体的な取組を検討する。

プロジェクト2：海洋プラスチックごみ対策の推進

1 背景

世界全体で年間800万トンのプラスチックごみが海に流出しており、街なかでポイ捨てされたごみも雨などで側溝から川に流れ込み、一部は海のごみになることから、海洋プラスチックごみ対策は、海岸地域だけでなく内陸部も含めた共通の課題である。

2 国の動向

令和元年5月 「プラスチック資源循環戦略」の策定

3 県の動向

令和元年8月 「栃木からの^{もりさとかわらみ}森里川湖プラごみゼロ宣言」の実施
令和2年3月 「栃木県プラスチック資源循環条例」の制定

市民・事業者・行政がそれぞれの立場でできる取組を行い、「プラスチックと上手につき合う」必要がある。

1 施策事業

一般廃棄物処理基本計画の基本方針から関連する施策を体系付けるとともに、海洋プラスチックごみ問題に対応する具体的な取組を検討する。

1 計画の策定について

- (1) 目的

循環型社会の実現や生活環境の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物処理に関する計画を定め、地域の実態に即した生活排水処理対策を行い、生活排水の適正処理を推進するもの
- (2) 計画期間

令和 3 年度～令和 1 7 年度までの 1 5 年間
 （「生活排水処理基本計画策定指針」により概ね 5 年ごとに改定）

- (3) 位置付け
 - 第 6 次宇都宮市総合計画の基本施策「環境への負荷を低減する」を実現するための計画及び「質の高い上下水道サービスを提供する」を具体化するための計画
 - 環境全般の指針となる「第 3 次宇都宮市環境基本計画」における廃棄物分野の関連計画
 - 生活排水の適正処理に係る取組を推進することで、SDGs のゴール「6 安全な水とトイレを世界中に」などの達成に貢献する計画



2 生活排水処理を取り巻く動向

(1) 背景
 生活排水処理については、「早期整備」と「効率的な運営管理」を目指し、取組を推進した結果、公共用水域の水質保全が確保されているが、進行する人口減少社会や処理施設の老朽化など、社会環境の厳しさが増す中、効率的な汚水処理の更なる推進が必要となっている。

(2) 国の動向
 令和 2 年 4 月「浄化槽法」の改正
 4 月「広域化・共同化計画※策定マニュアル」の改定
※汚水処理事業の効率化を推進するため都道府県が市町と連携して策定

(3) 本市の関連事業の動向

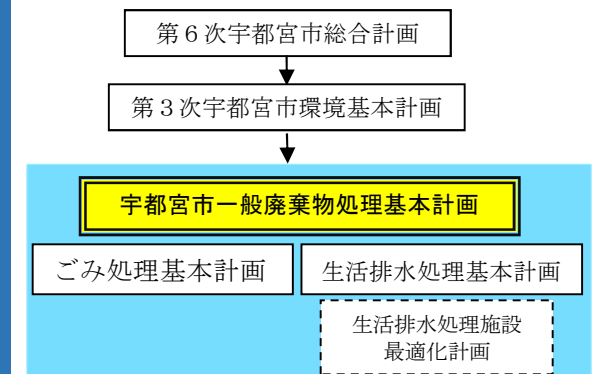
- ネットワーク型コンパクトシティの推進
- 公共下水道事業計画区域の見直し（令和 2 年度）
- 生活排水処理施設の統廃合に関する「最適化計画」の策定（令和 2 年度）

参考：浄化槽法の改正について

(背景)
 ・単独処理浄化槽（し尿のみ処理）が多く残存している。
 ・浄化槽の法定水質検査の受検率が低い。
 ⇒ 合併処理浄化槽（全ての生活排水を処理）への転換促進や維持管理の強化が必要

(改正内容)
 ・公衆衛生上不適切な状態の単独処理浄化槽に対する行政の指導権限を強化
 ・浄化槽台帳の整備を義務化
 ・浄化槽管理士に対する研修受講を義務化

(4) 体系図



3 生活排水処理基本計画における現状と課題

(1) 生活排水処理施設の整備状況

【基本指標】生活排水処理人口普及率（％）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
目標値	97.4	97.7	98.0	98.3	98.6	98.8
実績値	96.9	97.7	98.1	98.3	98.7	-

・整備状況を評価する指標は目標を達成した。
 ⇒ 整備率 100%に向け、引き続き、公共下水道の計画的な整備や補助制度の活用による合併処理浄化槽の設置促進が必要

・「単独処理浄化槽」や「汲み取りトイレ」から合併処理浄化槽への転換が、経済的理由や現状で困らないという理由により進みにくい状況である。
 ⇒ より効果的な転換促進策の検討が必要

(2) 生活排水処理施設の接続状況

【基本指標】生活排水処理率（％）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
目標値	94.3	94.5	94.7	94.9	95.1	95.3
実績値	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	-

・接続状況を評価する指標は目標を達成した。
 ⇒ 接続率 100%に向け、引き続き、戸別訪問の実施などにより、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続促進が必要

(3) 生活排水処理施設の適正管理

・生活排水処理施設の統廃合に関する「最適化計画」の令和 2 年度の策定に向け、順調に進捗している。
 ⇒ 「最適化計画」に基づき公共下水道への接続や設備の更新・修繕を計画的に実施し、ライフサイクルコストの低減や効率的な維持管理の推進が必要

・浄化槽法に基づく法定水質検査（11 条検査）の未受検者に対する受検促進通知の送付により、受検率は、毎年上昇している。
 (H27：60.2% ⇒ R1：72.1%)
 ⇒ 法定水質検査受検率の更なる向上に向け、適正な維持管理指導の継続実施が必要

(4) し尿・浄化槽汚泥等の適正処理

・適正かつ安定した収集運搬体制や最終処分体制を確保している。
 ⇒ 引き続き、現体制による適正な収集運搬や最終処分の継続が必要

・中間処理体制については、水再生センターにおける、し尿・浄化槽汚泥の一体処理開始に向けた受入施設の整備が順調に進捗している。
 ⇒ 一体処理開始後、受入施設を適正に維持管理し、安定した処理の継続が必要

改定計画の策定に当たり、課題の解決に向けた取組を推進する必要がある。

【基本理念】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

基本方針 1
 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

- 基本施策 1 生活排水処理施設の整備推進
- 基本施策 2 生活排水処理施設への接続促進
- 基本施策 3 生活排水処理施設の適正管理

課題に対応した重点施策

- ア 浄化槽法改正への対応による転換促進や適正管理の推進
- イ 各処理施設の統廃合や長寿命化の推進による維持管理の効率化

基本方針 2
 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

- 基本施策 1 安定した収集運搬の推進
- 基本施策 2 安定した中間処理の推進
- 基本施策 3 安定した最終処分の推進

現行生活排水処理基本計画の現状と課題について

1 生活排水処理施設の整備状況

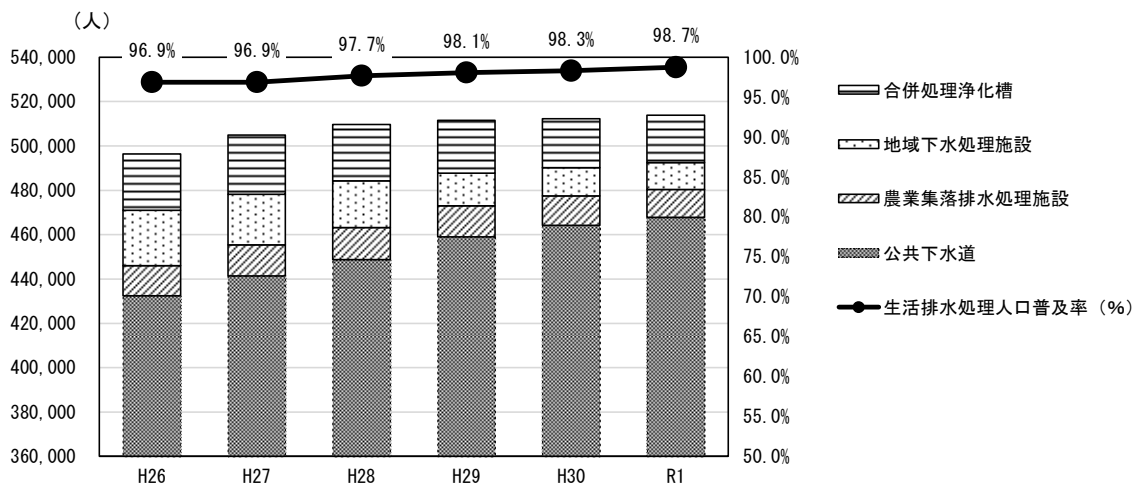
(1) 現状と目標値の達成状況

- 生活排水処理普及人口及び生活排水処理人口普及率^{※1}は、公共下水道の計画的な整備や、合併処理浄化槽の設置費補助制度の見直しと効果的な周知により、着実に整備が進んでおり、令和2年度の短期目標を達成する見込みである。

※1 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

【目標値】生活排水処理人口普及率（％）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)	R7 (中期目標)	R12 (長期目標)
計画値	—	97.4	97.7	98.0	98.3	98.6	98.8	100.0	100.0
実績値	96.9	96.9	97.7	98.1	98.3	98.7	—	—	—



	H26	H27	H28	H29	H30	R1
行政人口	512,361	521,082	521,702	521,556	521,001	520,396
公共下水道	432,371	441,391	448,790	459,057	464,205	467,819
農業集落排水処理施設	13,686	14,076	14,387	14,006	13,256	12,510
地域下水処理施設	24,972	22,745	21,077	14,664	12,724	12,196
合併処理浄化槽	25,287	26,630	25,370	23,861	21,991	21,330
生活排水処理普及人口	496,316	504,842	509,624	511,588	512,176	513,855
生活排水処理人口普及率 (%)	96.9%	96.9%	97.7%	98.1%	98.3%	98.7%

※行政人口は、各年度末現在の住民基本台帳人口

(2) 課題

- 令和7年度の目標達成に向け、引き続き、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の設置促進が必要である。
- 特に、既存住宅における「単独処理浄化槽」や「汲み取りトイレ」から合併処理浄化槽の転換が進みにくい状況にあり、市民アンケートの結果においても、転換をしない理由について、経済的な理由と現状のままで困らないという理由がそれぞれ約3割と多いため、より効果的な転換促進策の実施が必要である。

2 生活排水処理施設への接続状況

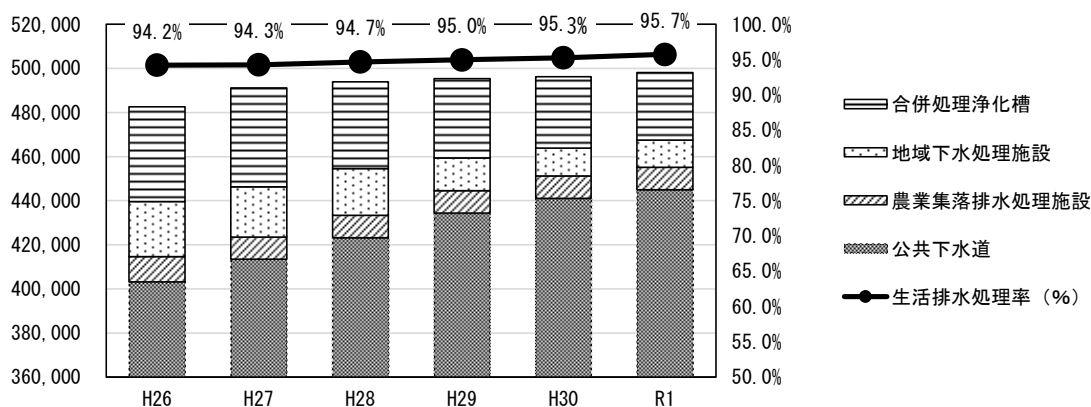
(1) 現状と目標値の達成状況

- 生活排水処理人口及び生活排水処理率^{※2}は、公共下水道や農業集落排水処理施設の未接続世帯への戸別訪問など、接続促進に係る取組により、着実に接続が進んでおり、令和2年度の短期目標を達成する見込みである。

※2 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

【目標値】生活排水処理率[※] (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)	R7 (中期目標)	R12 (長期目標)
計画値	—	94.3	94.5	94.7	94.9	95.1	95.3	98.6	100.0
実績値	94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	—	—	—



	H26	H27	H28	H29	H30	R1
行政人口	512,361	521,082	521,702	521,556	521,001	520,396
公共下水道	403,320	413,487	423,201	434,342	441,002	445,005
農業集落排水処理施設	11,362	10,078	10,226	10,306	10,243	10,183
地域下水処理施設	24,972	22,745	21,077	14,664	12,724	12,196
合併処理浄化槽	43,027	44,930	39,359	36,035	32,261	30,787
生活排水処理人口	482,681	491,240	493,863	495,347	496,230	498,171
生活排水処理率 (%)	94.2%	94.3%	94.7%	95.0%	95.3%	95.7%

※行政人口は、各年度末現在の住民基本台帳人口

(2) 課題

- 市民アンケートの結果において、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続を行わない理由について、経済的な理由と現状のままで困らないという理由がそれぞれ約3割と多い。
- 令和12年度の目標達成に向け、接続への理解が得られるよう戸別訪問の実施などにより、引き続き、接続促進に係る取り組みが必要である。

3 生活排水処理施設の適正管理

(1) 現状と目標値の達成状況

ア 集合処理施設の状況

- ・ 経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を図るため、農業集落排水処理施設や地域下水処理施設の機能診断調査や機能保全計画の作成が終了したところであり、公共下水道への接続などの統廃合や施設の長寿命化に向け、順調に進捗している。
- ・ 国においても、汚水処理事業の運営の効率化を推進するため、全ての都道府県に対し令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを求めており、令和2年4月には計画策定マニュアルの改定が行われたところである。

イ 個別処理施設の状況

- ・ 浄化槽の維持管理について、浄化槽法第11条検査の未受検者に対する受検促進通知の送付により、受検率が増加しており、令和2年度の目標を達成する見込みである。
- ・ 国においては、令和2年4月に改正浄化槽法を施行し、地方自治体に対し浄化槽台帳の整備を義務づけるなど、維持管理体制の強化を図ったところである。

【取組指標】浄化槽法第11条検査受検率（％）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)	R7 (中期目標)	R12 (長期目標)
計画値	—	51.0	54.4	57.7	61.0	64.4	67.7	81.9	100.0
実績値	47.7	60.2	62.7	66.0	69.2	72.1	—	—	—

ウ 公共用水域の状況

- ・ 河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準の達成率は、令和2年度の目標を達成する見込みであり、公共用水域の水質が保全されている。

【参考指標】河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準の達成率^{※3}（％）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)	R7 (中期目標)	R12 (長期目標)
計画値	—	—	—	—	—	—	94.4	94.4	維持・向上
実績値	94.4	94.4	94.4	83.3	83.3	94.4	—	—	—

※3 公共用水域水質調査地点18地点のうち、生物化学的酸素要求量に係る基準の達成した地点の割合

(2) 課題

- ・ 市民アンケートの結果において、生活排水処理施設は水環境保全のために必要であるとの認識が約9割と非常に高いことから、公共用水域の水質保全に向けた取組が引き続き重要である。
- ・ <集合処理施設> 効率的な維持管理を推進するため、令和2年度に策定する生活排水処理施設の統廃合や機能保全に係る「最適化計画」の着実な推進が必要である。
- ・ <個別処理施設> 市民アンケートの結果において、**浄化槽の法定水質検査の認知度が約6割と低い**ため、**受検率の更なる向上**に向け、適正な維持管理指導の継続実施が必要である。

4 し尿・浄化槽汚泥等の適正処理

(1) 現状と目標値の達成状況

ア 収集運搬体制

- し尿収集運搬について、平成30年度から全市業務委託による、作業効率や安全性、衛生面を考慮した収集運搬体制を確保している。

【取組指標】し尿収集運搬体制

	H30	R1	R2 (短期目標)	R7 (中期目標)	R12 (長期目標)
計画値	全市域業務委託	→			
実績値	全市域業務委託	→			

イ 中間処理体制

- 水再生センターにおける一体処理を推進するため、し尿・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事に予定どおり着手し、令和3年1月の供用開始に向け、順調に整備が進んでいる。

【取組指標】一体処理の推進

	R2 (短期目標)	R7 (中期目標)	R12 (長期目標)
計画値	一体処理開始	→	
実績値	—	—	—

ウ 最終処分体制

- し尿処理施設から発生する汚泥等を焼却処理後、最終処分場において適切に埋立処分を実施している。
- 一体処理の開始後は、し尿処理施設から発生する汚泥焼却灰は徐々に減少する見込みである。

【取組指標】沈砂・汚泥焼却灰等埋立量（t／年）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)	R7 (中期目標)	R12 (長期目標)
計画値	—	124.5	124.5	124.5	124.5	124.5	72.2	72.2	72.2
実績値	124.5	173.6	177.2	171.4	151.3	123.7	—	—	—

(2) 課題

- 適正かつ安定した収集運搬体制や最終処分体制の継続が必要である。
- 中間処理体制については、水再生センターにおける、一体処理開始後、受入施設を適正に維持管理し、安定した処理の継続が必要である。

市民への意識調査結果について

1 調査目的

ごみの減量や資源化、生活排水に関する市民の意識調査を実施し、市の施策や廃棄物処理のあり方に関する市民の意見や要望等について把握するとともに、課題を明らかにし、一般廃棄物処理基本計画を改定していく上での基礎資料とするもの

2 調査対象

- ・ 対象地域：宇都宮市全域
- ・ 対象年齢：満20歳以上
- ・ 対象数：2,500人
- ・ 抽出方法：住民基本台帳に基づき市民の中から無作為抽出
- ・ 方法：郵送及びウェブによるアンケート調査

3 調査概要

- ・ 調査項目は、前回調査（平成27年度）の内容を基本とし、社会情勢や国の動向を踏まえ、設問を設定した。
- ・ 現状の取組状況や、施策の認知度を把握するとともに、将来の3R行動の実施意向を把握できる設問を設定した。
- ・ 生活排水の未処理世帯の実態と市民意識及び接続や転換に向けての課題を把握する設問を設定した。

4 調査期間

令和2年7月7日～7月22日（16日間）

5 回収結果

	令和2年	平成27年
回収件数※	1,044件/2,500件 (うちウェブ回答件数89件数)	1,125件/2,500件
回収率	41.8% (うちウェブ回収率3.6%)	45.1%

6 事業者への意識調査について

市民への意識調査を実施した7月上旬から中旬にかけては、事業者の新型コロナウイルス感染症への対応による業務の繁忙など、心情的な部分を含めた事業者の負担が大きくなるとともに、前回よりも回答率の低下が予想されたことから、計画策定に影響のない範囲で延期することとした。

また、大規模な事業者に対しては、個別にヒアリング調査を実施し、ごみ処理に係る課題などを調査している。

なお、現在、計画（素案）の作成に向け、施策事業の見直しを行うため、事業者への意識調査を実施している。

市民アンケート集計結果（抜粋）

ごみの関心事項

事項	関心度
1 ごみの分別	66.30%
2 ごみの出し方（収集方法や収集回数）	42.43%
3 プラスチックごみ	23.54%
4 食品ロス	22.10%
5 リサイクルの仕組み	16.46%
6 ごみや資源物量の状況	14.03%
7 ごみ処理に伴う環境影響やエネルギー消費	12.04%
8 最終処分場（埋立地）の状況	9.94%
9 資源ごみの持ち去り行為	9.72%
10 ごみの収集・処理に関する費用	9.39%
11 処理施設の状況	8.18%
12 使用済小型家電製品のリサイクル	7.29%
13 リサイクルショップやフリーマーケット	6.30%
14 資源物集団回収	5.52%
15 生ごみのリサイクル	3.76%
16 環境にやさしい商品を取り扱っている店舗	3.65%
17 剪定枝のリサイクル	2.98%
18 廃食用油のリサイクル	2.76%
19 その他	1.22%
20 ごみ問題に取り組んでいる団体など	0.77%

3R行動の取組状況

事項	協力度
1 ごみの分別を徹底する	94.44%
2 生ごみの水切りを行う	90.33%
3 詰め替え製品を積極的に買う	89.85%
4 必要なもの以外は買わない	89.75%
5 調理くずや食べ残しをなるべく出さない	88.70%
6 買い物前に、冷蔵庫等にある食材の在庫を確認する	88.03%
7 物が故障した場合は、すぐ捨てずに修繕して長く使う	81.88%
8 すぐに食べる食品は、期限の近いものを買う	71.07%
9 ごみになりにくいもの、リサイクルしやすいものを買う	67.43%
10 マイボトルを使用して、必要なペットボトルを買わない	62.36%
11 無駄になるものを買わない	61.69%
12 資源物の集団回収を利用する	61.69%
13 リサイクル製品を積極的に買う	58.81%
14 資源物の店頭回収や新聞販売店等の古紙回収を利用	52.78%
15 フリーマーケットなどのリサイクル（リユース）に努める	38.98%
16 マイ箸を持参し、割り箸を使わない	33.43%
17 家庭用生ごみ処理機を利用して生ごみを減量する	11.97%
18 フードバンク活動やフードドライブに参加する	9.39%
19 その他	2.11%

※協力度は、「いつも行っている」「時々行っている」の合計

3R推進のために取り組むべき事項

事項	関心度
1 ごみ分別を徹底するよう普及啓発の充実	50.10%
2 ごみの発生抑制やリサイクルに関する情報提供の強化	45.59%
3 リユース（不用品等の再使用）の推進	20.98%
4 施設の見学会や幅広い世代への学習の機会を増やす	15.80%
5 わからない	9.29%
6 家庭ごみの有料化	7.57%
7 その他	5.56%
8 行う必要がない	3.35%

食品ロスの認知度

事項	認知度
1 食品ロスが問題になっていることを知っている	87.93%
2 食品ロスという言葉は聞いたことがあるが、意味はよくわからない	8.24%
3 食品ロスという言葉は聞いたことがなく、意味も知らない	1.53%
4 無回答	2.30%

資源物の分別協力度

事項	協力度
1 びん缶類	96.55%
2 ダンボール	96.17%
3 ペットボトル	96.07%
4 雑誌や書籍	91.48%
5 布類	84.10%
6 プラスチック製容器包装	82.85%
7 その他の紙類	79.12%
8 新聞	75.38%
9 紙パック	73.08%
10 白色トレイ	69.35%
11 使用済小型家電	41.00%
12 使用済インクカートリッジ	32.76%
13 廃食用油	22.70%
14 剪定枝	21.17%

※協力度は、「いつも分別している」「時々分別している」の合計

ごみに関する情報収集手段

情報収集方法	活用度
1 資源とごみの分け方・出し方パンフレット	62.26%
2 市の広報紙	52.01%
3 自治会の回覧板	34.77%
4 地域の人や自治会（リサイクル推進委員など）	34.29%
5 市のホームページ	22.89%
6 テレビ・ラジオ・新聞・インターネット	11.21%
7 家族・友人・知人	11.21%
8 市の電話問い合わせ・窓口	7.28%
9 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」	4.41%
10 職場・学校	2.01%
11 雑誌・書籍	1.72%
12 無回答	1.53%
13 市のイベント・キャンペーン	1.25%
14 その他	1.15%
15 環境学習センター（環境未来館）	0.77%

生活排水の処理方法

事項	割合
1 公共下水道で処理	84.77%
2 合併処理浄化槽で処理	6.61%
3 単独処理浄化槽で処理	1.44%
4 地域で一箇所に集めて処理	0.86%
5 汲み取りトイレで処理	0.48%
6 わからない	3.83%
7 無回答	2.01%

生活排水の処理の必要性

事項	割合
1 必要だと思う	93.87%
2 必要だとは思わない	0.67%
3 その他	1.25%
4 無回答	4.21%

生活排水の適正処理への課題

事項	割合
1 経済的な問題	25.00%
2 放流先の確保の問題	25.00%
3 今のままで困らない	20.00%
4 時期の問題（住宅の建替と同時にする）	10.00%
5 設置場所の問題	5.00%
6 その他	10.00%
7 無回答	5.00%